

京都市告示第185号

生活保護法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下「改正法」という。）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号（改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。）に規定する医療支援給付のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成23年7月12日

京都市長 門川大作

医療機関指定

名称	所在地	指定年月日
医療法人六合会診療所北 大路大宮診療所	北区紫野雲林院町18番地の1	平成23年7月1日
栄仁会京都駅前メンタル クリニック	下京区七条通烏丸東入真苧屋町19 5番地 福井ビル5階	平成23年6月1日
葛岡整形外科医院	左京区一乗寺北大丸町57番地	平成23年6月1日
山本歯科口腔外科医院	中京区新京極通六角下る東入桜之町 446番地	平成23年7月1日
光天堂薬局	南区東九条室町32番地	平成23年5月1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)